

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 申=申し込み 問=問い合わせ 開=開所時間
 休=休所日 手=手話通訳 要=要約筆記 FAX=市担当課 共通=共通の内容 ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

レクリエーション協会のスポーツ教室

楽しく踊ろう健康ダンス教室 ▶文化記念公園(小倉南区田原五丁目)=4月3日～6月26日のおおむね毎週木曜日(全11回)10～12時。料8800円 ▶障害者スポーツセンター(小倉北区三郎丸三丁目)=4月7日～6月30日のおおむね毎週月曜日(全12回)11～13時。料9600円 ▶ムーブ(小倉北区大手町)=4月8日～7月1日のおおむね毎週火曜日(全10回)10～12時。料5000円。
健康ニュースポーツ教室 ストレッチやニュースポーツ(モルックなど)で健康維持に努めます。4月4日～7月25日のおおむね毎週金曜日(全16回)13～15時、三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)で。料6000円。
年長者ニュースポーツ教室 ストレッチや体を動かす簡単なゲームなど。4月4日～7月25日のおおむね毎週金曜日(全16回)14～16時、的場池体育館(八幡西区的場町)で。対おおむね50歳以上。料6000円。
 共通定先着各会場30人。申3月18日から北九州市レクリエーション協会 ☎921・2801へ。

シニア健康体操教室

ストレッチや簡単なエアロビクスなど。4月7日～6月30日のおおむね毎週

月曜日(全10回)10～11時30分、ミクニワールドスタジアム北九州(小倉駅北側)で。対60歳以上。定先着20人。料6000円。申3月18日から同スタジアム ☎521・2020へ。

スポーツ協会の卓球教室

▶水曜コース=4月9日～6月25日の毎週水曜日18～20時、的場池体育館(八幡西区的場町)で。対小学生 ▶※金曜コース=4月25日～7月11日の毎週金曜日10～12時、門司生涯学習センター大里分館(門司区下馬寄)で。対18歳以上(学生は除く)。共通全12回。定各コース24人。料1万2000円。申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて3月27日

(※は4月14日)までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

C級テニス大会(ダブルス)

男性の部と女性の部あり。4月20日(日)9～17時、北九州パレス(小倉北区井堀五丁目)で。対C級の15歳以上(中学生は除く)。定先着各部16組(1組2人)。料1組2000円。申電話で3月18日10時から同施設 ☎651・4600へ。



令和7年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧

担財政・変革局固定資産税課 ☎582・2035

縦覧・閲覧の申請には、本人確認のためマイナンバーカードや自動車運転免許証などの顔写真付き公的証明書の提示が必要です。閲覧は、郵送での請求や、マイナンバーカードを利用したスマートフォンからの申請もできます。詳細は問か、市のホームページをご覧ください。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1～30日の毎週月～金曜日(祝日は除く)8時30分～17時、対象資産を所管する市税事務所固定資産税課で。対令和7年度固定資産税の納税者か代理人(委任状が必要)。

固定資産課税台帳の閲覧

- 各市税事務所固定資産税課か各区役所税務課 4月1日からの毎週月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く)8時30分～17時。
- 出張所 ▶曾根・折尾出張所=4月16日(水)・17日(木)の8時30分～17時 ▶大里・島郷・八幡南出張所=4月18日(金)8時30分～17時 ※両谷・東谷・上津役出張所では閲覧できません。松ヶ江出張所も令和7年度から閲覧できません。
- 財政・変革局固定資産税課 閲覧は償却資産だけ。4月1日からの毎週月～金曜日(祝・休日、年末年始は除く)8時30分～17時。
 共通対納税義務者などか代理人(委任状が必要)。借地・借家人なども出張所以外で閲覧できます(借地・借家人であることが確認できる書類などの提示が必要)。料1件300円(納税義務者などと代理人は、4月30日までの縦覧期間中は令和7年度分に限り無料で閲覧できます(郵送での請求の場合は消印有効))。

固定資産課税台帳の郵送での請求方法

- 請求に必要なもの(①～⑤)
 ①と③の様式は市のホームページ(右上の二次元コードを読み取り)からダウンロードできます。
- ①固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請書
 ※様式を利用しない場合は任意の用紙に「固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請」と記入の上、申請者と納税義務者の住所、氏名(法人の場合は代表者印の押印か代表者の自署要)、生年月日、電話番号、物件の所在する区、必要な年度を記載。
- ②申請者の本人確認書類
 マイナンバーカード、自動車運転免許証などの身分証明書の写し
- ③納税義務者以外が申請する場合は委任状の原本(委任者である納税義務者の自署か記名・押印によるもの)
 ※様式を利用しない場合は任意の用紙に「委任状」、「固定資産課税台帳兼名寄帳の閲覧申請」と記入の上、「(委任の日の)日付」、納税義務者(委任者)と申請者(代理人)の住所、氏名(委任者は自署か記名・押印)、生年月日、電話番号を記載。
 ※相続が必要な場合は、委任状に代えて相続人と被相続人の関係が分かるもの(戸籍の写しなど)。

- ④申請者の住所・氏名を記載した返信用封筒(切手貼り付け)
- ⑤手数料分の郵便小為替

●郵送請求先

縦覧期間中(4月1～30日)

資産が所在する区を担当する市税事務所の固定資産税課。東西の市税事務所に同時に請求する場合は、東西いずれかの市税事務所に請求可。
 ※償却資産だけの場合は、財政・変革局固定資産税課へ。



▲申請書のダウンロードはコチラから

上記以外の期間

東部市税事務所市民税課(〒803-8510小倉北区大手町1-1(小倉北区役所庁舎4階))

土地に係る価格の修正と税の負担調整

地価の下落が認められた場合は、価格(評価額)を修正しています。また、前年度の課税標準額と今年度の価格との割合に応じて、税負担を調整しています。

審査の申し出

土地の分合筆や地目変換、家屋の新・改築などにより、価格が新たに登録か修正されたものや土地の下落の適用に関する事項に限り、固定資産の価格に不服があれば、納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までの間、審査の申し出ができます。

納税通知書・課税明細書の送付

土地・家屋分は4月7日、償却資産分は4月11日に納税通知書を発送します。土地・家屋については、併せて課税明細書を添付しますが、資産が多い場合は別に送付するため、届く時期が納税通知書とずれる場合があります。

資産の所在地		請求・問い合わせ先	
土地・家屋	門司区 小倉北区	☎582・3371	東部市税事務所固定資産税課 〒803-8510小倉北区大手町1-1 (小倉北区役所庁舎4階)
	小倉南区	☎582・3372	
	若松区 八幡東区 戸畑区	☎642・1459	西部市税事務所固定資産税課 〒806-8510八幡西区黒崎三丁目15-3 (黒崎駅西側、コムシティ4階)
	八幡西区	☎642・1464	
償却資産	全区	☎582・3210	財政・変革局固定資産税課 〒803-8501小倉北区城内1-1 (市役所6階)